

レイナ川内レディースサッカークラブ後援会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、レイナ川内レディースサッカークラブ後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、レイナ川内レディースサッカークラブ（以下「レイナ川内」という。）の活動を後援することで、薩摩川内市並びに本県の女子サッカーの発展による若者の活躍の場の創出、次世代を担う人材の育成及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) レйна川内の活動に対する物心両面にわたる支援事業
- (2) レйна川内の活動に関する広報・宣伝事業
- (3) スポーツ文化の振興による地域活性化事業
- (4) レйна川内の選手及び会員相互の親睦を図る事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(入会)

第5条 本会の入会は、別に定める入会申込書により行う。

2 入会は、申込書の提出後、年会費を納めたところで成立する。

(会費)

第6条 会員は、年度ごとに次に掲げる会費を納入しなければならない。

- (1) 個人 3,000円
- (2) 法人 10,000円

2 年度の途中に入会する場合の年会費は、年会費を12で除した金額に入会した月を含む年度内の残月数を乗じた金額とする。

(退会等)

第7条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を提出することで任意に退会することができる。

2 会員が本会の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認められるときは、役員会の議決により当該会員を除名することができる。

- 3 既に納付した年会費については、退会又は除名その他いかなる場合においても、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(名誉会長及び名誉会員)

第11条 本会に名誉会長及び名誉会員を置くことができる。

2 名誉会長及び名誉会員は、会長が委嘱する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の活動に対して専門的立場から助言等を行う。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第14条 総会は、年1回会長が招集し、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを開くことができる。

2 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決できない。ただし、書面を通じ議決権を行使する者は、出席者と見なす。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則に関する事

(2) 役員選任及びその他の人事選任に関すること

(3) 事業計画及び予算に関すること

(4) 事業報告及び決算に関すること

(5) その他会長が必要と認める事項

4 総会の議長は、会長が務める。

5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第15条 役員会は役員をもって構成し、議長は会長または会長の指名を受けた者が務める。

2 役員会は、会長が必要と認めたとき又は役員の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会への付議事項に関すること

(3) 事務局の体制及び運営に関すること

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること

4 役員会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の運営及び事業を円滑に遂行するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が定める。

第6章 財務

(事業年度及び会計年度)

第17条 本会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第18条 本会の収入は、会費、寄付金及びその他の収入によって構成する。

(事業計画及び予算)

第19条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第20条 本会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 雑則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年2月15日から施行する。